

令和元年度 第1回瀬戸市環境審議会
次 第

日時：令和 元年 9月25日(水)

午後1時00分～

会場：瀬戸市役所南庁舎 501会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案)について

4 報告事項

(1) 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行について

(2) 中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)工事からの発生土搬入について

5 その他

6 閉会

[資料]

- ・配席表
- ・令和元年度 瀬戸市環境審議会名簿
- ・議事資料 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案) 【資料1】
- ・報告資料 ①瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例【資料2】
②瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則【資料3】
③瀬戸市自然環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する審査基準【資料4】
④中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)工事からの発生土搬入資料【資料5】
- ・瀬戸市環境審議会規則

令和元年度 第1回瀬戸市環境審議会
議事録

開催日時：令和元年9月25日（水）午後1時から午後2時30分まで

開催場所：瀬戸市役所 東庁舎 4階 大会議室

出席者：15名

事務局：藤井邦彦市民生活部長、山内徹環境課長、長江孝課長補佐兼環境保全係長、
平川亜子ごみ減量係長、水野大介主事、中森祥哉技師

議事結果

1 議事

(1) 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）について

ア リーディングプロジェクトについて

事務局から、資料「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）」に基づき、平成30年度末現在のリーディングプロジェクト実施状況等について説明した。

【意見等】

会長：安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクトについて、当初は水源保護の条例の制定による保護地区の設定を目的としているにも関わらず、水道施設の市内水道管の管網解析の話になってしまっており、この点について市民としては疑問が湧くと思われる。

事務局：水源の保護については、今後水道事業を運営していく上で自己水源を使用し続けるのか、場合によっては全てを愛知用水に切り替えるという水道事業の選択によって変わってくるためこのような形となっている。

イ 環境（大気・水質・騒音振動）について

事務局から、資料「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）」に基づき、平成30年度末現在の瀬戸市の環境（大気・水質・騒音振動）の基本方針について、基本方針3「安全・安心に暮らす」及び資料編を中心に説明した。

【意見等】

会長：基本方針3「安全・安心に暮らす」の③「道路の騒音・振動」において、本年度から市道水野中線を新たに調査地点となっているが、こちらはリニア残土運搬が始まる前の現況調査として行われているものと理解している。

生活の視点から言えば、環境基準を超えているか否かというよりも、今回ならば残土運搬が始まる前後の騒音振動の値の差を評価の対象として扱ってほしい。

事務局：現況調査という認識についてであるが、そのとおりである。

昨年度につきましても、春日井市にある坂下町からのリニア残土受け入れに関して心配する声が環境課に入っており、そのようなご要望を受けて行ったものである。

3 報告事項

- (1) 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行について事務局から、資料「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則」、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する審査基準」及びフローチャートに基づき、条例の内容及び手続きの流れについて要点を説明した。

【意見等】

会長：令和元年9月20日の条例改正についてはいかがか。

事務局：改正の内容を簡単に説明する。FIT法の認可を受けたが着工をしていない事業は新条例の手続きを踏むのかについて、3月の公布の時点で定まっていなかった。本改正は、上記の事業に関しても手続きを踏む必要があることを定めたものである。

会長：この条例の施行はいつか。

事務局：令和元年10月1日である。

- (2) 中央新幹線第一中京圏トンネル新設（西尾工区）工事からの発生土搬入について事務局から、資料「中央新幹線第一中京圏トンネル新設（西尾工区）工事からの発生土搬入について」に基づき、残土搬入計画について説明した。

【意見等】

委員：せと品野ICから入ってくる車両の方が多ということか。

事務局：以前は春日井市坂下町から入ってくる車両が国道155号を經由し市道水野中線に入ってくるルートのみであったが、せと品野ICから企業団地に入ってくるルートが新たに加わったものである。水野連区への影響については、せと品野ICから入ってくる車両の数はともかくその騒音が現状の環境に更に上乗せされる訳ではない。

会長：1日1回土壌の溶出試験を行うとあるが、溶出試験が終わったあと搬出しているのか、もしくは搬出しながら溶出試験を行っているのか。

事務局：JR東海に確認した。土壌の試験については、まず西尾の工事現場の一角に土壌をストックするヤードがあり、一旦そこに溜めておき、そこから何箇所かピックアップし混ぜた上でその一部を試験にかける。試験にて規制基準を超えていなければ、珪砂組合に対し計量証明書とともに残土を持ち込ん

でいると聞いている。

会長：地元の方からご意見は出ていないか。

委員：最初は車の台数が増えることによる公衆安全の面への影響について心配する声が多かったが、現在は少ない。

事務局：現在は事業による環境への影響ではなくリニア事業そのものへの反対運動が行われている。その団体が交通量調査等を独自で行い、J R 東海に直接要望をしているとは聞いている。

4 その他

事務局から資料を用い、第3次環境基本計画の策定に用いる市民・事業者向けアンケートを実施する旨の報告と、その内容を審議するため今年度にもう一度審議会を開きたい旨を報告した。

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 抑制区域（第7条）

第3章 設置事業に係る手続等（第8条－第13条）

第4章 瀬戸市太陽光発電設備設置審議会（第14条）

第5章 変更の届出等（第15条・第16条）

第6章 雑則（第17条－第22条）

第7章 罰則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境等（自然環境及び生活環境をいう。以下同じ。）との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。

(2) 設置事業 太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。次条において同じ。）のうち、次のいずれかの基準に該当するものをいう。

ア 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

イ 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上のもの

(3) 事業者 設置事業を計画又は実施する者をいう。

(4) 地域住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者

イ その区域に事業区域を含む自治会及び町内会

ウ イに規定する自治会又は町内会の区域に住所を有する者

エ 設置事業の実施に伴い影響が懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する市内に主たる事務所を設置する団体

オ その他市長が必要と認める者

（一の事業として扱うもの）

第3条 一団の土地又は隣接する土地において、同時に又は連続して行われる太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業が、一体性を有するものとして市長が認めるときは、一の事業とみなす。

2 前項の場合において、当該事業が前条第2号ア又はイの基準に該当るときは、設置事業とみなす。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑

な運用について必要な措置を講じるものとする。

(地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、第1条の目的を達成するために、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、設置事業の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守し、自然環境等に十分配慮するとともに、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、地域住民等との間に紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第2章 抑制区域

(抑制区域)

第7条 市長は、自然環境等の保全のために必要があると認めるときは、設置事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による抑制区域を指定しようとするときは、指定しようとする区域及び当該区域内において抑制する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定による抑制区域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、指定しようとする区域及び当該区域内において抑制する事項を公告し、当該公告の日から30日間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定しようとする区域に係る住民及び規則で定める利害関係人は、同項の規定による縦覧の期間満了

の日から2週間以内に、当該縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 前項の規定により意見書が提出されたときは、市長は、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴いて、当該意見書に対する見解を公告しなければならない。

6 市長は、第1項の規定による抑制区域を指定したときは、規則で定めるところにより、指定した区域及び当該区域内において抑制する事項について告示しなければならない。

7 第1項の規定による抑制区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、若しくは抑制区域の指定を解除し、又は当該区域内において抑制する事項を変更することができる。

9 第2項から第7項までの規定は、抑制区域を変更し、若しくは抑制区域の指定を解除し、又は当該区域内において抑制する事項を変更する場合について準用する。

第3章 設置事業に係る手続等

(関係法令等の調査)

第8条 事業者は、第9条第1項の規定による協議の申請又は第10条第1項の規定による同意の申請（以下「協議等の申請」という。）の手続を開始する前に、当該手続に係る設置事業について、法令又は条例に基づく許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）の権限を有する処分庁に当該設置事業が法令又は条例に適合するものであることの確認を行わなければならない。

(設置事業の協議)

第9条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議することとし、その旨を申請しなければならない。ただし、第10条第1項の規定による同意の申請をする場合を除く。

2 前項の規定による協議は、許可等の申請又は届出（以下「許可等の申請等」という。）をしようとする前（許可等の申請等を要しない場合は、当該設置事業に着手しようとする前）にしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議に関し、規則で定める全ての協議事項について協議が終了したときは、協議の終結を、当該設置事業が適当である又は不適当である旨の意見を付して、速やかに事業者に通知しなければならない。

4 事業者は、前項の協議が終結する前に、協議の内容に規則で定める変更が生じたときは、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。

5 事業者は、第1項の規定による協議を取り下げるときは、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。

（大規模設備設置事業の同意）

第10条 事業者は、設置事業のうち、発電出力の合計が1,000キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業（以下「大規模設備設置事業」という。）を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に同意の申請をしなければならない。

2 前項の規定による同意の申請は、許可等の申請等をしようとする前（許可等の申請等を要しない場合は、当該大規模設備設置事業に着手しようとする前）にしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による同意の申請に関し、規則で定める基準に

基づく審査が終了したときは、同意又は不同意を決定し、その結果を速やかに事業者へ通知しなければならない。

4 事業者は、前項の決定がされる前に、同意の申請の内容に規則で定める変更が生じたときは、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。

5 事業者は、第1項の規定による同意の申請を取り下げるときは、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。

(意見聴取等)

第11条 事業者は、協議等の申請後に市長が定める地域住民等に対して、当該協議等の申請に係る設置事業の内容について周知し、当該地域住民等の意見を聴取しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び意見聴取の状況について、第9条第3項の規定による協議の終結又は前条第3項の規定による決定がされるまでに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(協定書の締結)

第12条 事業者は、大規模設備設置事業を実施しようとするときは、第10条第3項の規定による決定がされるまでに、規則で定めるところにより、その区域に当該事業区域を含む自治会等の地元組織と協定を締結しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の協定を締結しようとするときは、その内容を事前に市長に届け出なければならない。

(審査)

第13条 市長は、第9条第3項の規定による協議の終結に当たっては、

必要に応じ、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、第10条第3項の規定による決定に当たっては、審査を実施し、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 瀬戸市太陽光発電設備設置審議会

(瀬戸市太陽光発電設備設置審議会)

第14条 第7条第2項及び第5項並びに前条の規定による市長の諮問に応じ、調査審議するため、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、再生可能エネルギーの推進又は自然環境等の保全に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 変更の届出等

(設置事業の変更の届出等)

第15条 事業者は、第9条第3項の規定により協議が終結した旨（当該設置事業が適当である旨の意見を付した協議の終結に限る。）又は第10条第3項の規定により同意を決定する旨の通知（以下「決定通知」という。）を受けた設置事業の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出前に、変更しようとする内容について

て、第11条（大規模設備設置事業に該当する設置事業は、第11条及び第12条）の規定に準じた手続を行わなければならない。

- 3 事業者は、第1項の規定による届出前に、変更部分について市長に協議の申請（大規模設備設置事業に該当する設置事業は、同意の申請）をしなければならない。この場合における手続は、第9条（大規模設備設置事業に該当する設置事業は、第10条）の規定に準じて行うものとする。

（設置事業の着手及び完了等の届出）

第16条 決定通知を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置事業に着手したとき。
- (2) 設置事業を完了したとき。
- (3) 設置事業を中止又は廃止しようとするとき。

- 2 前項第3号の規定による届出をした事業者は、速やかに当該設置事業を中止又は廃止する旨を、地域住民等に周知しなければならない。

第6章 雑則

（決定通知の取消し）

第17条 市長は、決定通知を受けた事業者が、次に掲げる事項に該当する場合は、当該決定通知を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定通知を受けたとき。
- (2) 決定通知に付した条件に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく決定通知を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく設置事業に着手した日後1年を超える期間、工事

を施工しないとき。

- (5) 第15条第1項の規定による届出をせず、設置事業の内容を変更したとき（同項ただし書きに該当する場合を除く。）。

（指導、助言及び勧告）

第18条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 協議等の申請をせず、又は虚偽の内容で協議等の申請の手続をした者
- (2) 決定通知を受けることなく設置事業に着手した者
- (3) 決定通知を受けた後、当該決定通知に係る協議等の申請と相違する内容の設置事業を実施した者。ただし、第15条第1項の規定による届出をしている場合を除く。
- (4) 第15条第1項の規定による届出をしない者
- (5) 第15条第1項の規定による届出後、当該届出と相違する内容の設置事業を実施した者
- (6) 第16条第1項各号の規定による届出をしない者
- (7) 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を求められて、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (8) 正当な理由がなく第1項の指導又は助言に従わない者
- (9) その他市長が特に必要と認める者

（設置事業に対する命令）

第19条 市長は、事業者が虚偽の申請により決定通知を受け、又は決定通知を受けることなく設置事業に着手した場合は、当該事業者に対し、当該設置事業の中止を命ずることができる。

2 市長は、前項による中止を命じたときは、事業者に対して現状回復その他必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(立入調査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者を設置事業に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域若しくは事業所に立ち入らせ、設置事業の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及びその事実を公表することができる。

(1) 虚偽の申請により決定通知を受け、又は決定通知を受けることなく設置事業に着手した者

(2) 前条第1項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じなかった者

(3) 前条第1項の規定による立ち入り若しくは調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(4) 第18条第2項の規定による勧告を受け、正当な理由がなく従わな

い者

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 2 3 条 虚偽の申請により決定通知を受け、又は決定通知を受けることなく設置事業に着手した者は、30万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第 2 0 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第 2 0 条第 1 項の規定による立ち入り若しくは調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 4 項又は第 1 0 条第 4 項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(2) 第 1 1 条第 2 項の規定による報告について虚偽の報告をした者

第 2 4 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(瀬戸市土地利用調整条例の一部改正)

2 瀬戸市土地利用調整条例(平成10年瀬戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 開発行為 住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立て、<u>太陽光発電設備(瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成31年瀬戸市条例第 号)第2条第1号に規定する太陽光発電設備をいう。以下同じ。)</u>の設置その他土地の区画形質の変更をいう。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 産業廃棄物等関連施設 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する産業廃棄物等関連施設をいう。</p> <p>(5)及び(6) <省略></p> <p>(7) <u>地域住民等 次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>ア <u>事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者</u></p> <p>イ <u>その区域に事業区域を含む自治会及び町内会</u></p> <p>ウ <u>イに規定する自治会又は町内会の区域に住所を有する者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 開発行為 住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立て<u>その他土地の区画形質の変更をいう。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 産業廃棄物等関連施設 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年瀬戸市条例第12号。<u>以下同じ。</u>)第2条第1号に規定する産業廃棄物等関連施設をいう。</p> <p>(5)及び(6) <省略></p>

エ 開発行為等の実施に伴い影響が懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する市内に主たる事務所を設置する団体

オ その他市長が必要と認める者

(意見聴取等)

第7条 事業者は、前条第3項の規定による申請前に、又は申請後遅滞なく、市長が定める地域住民等に対して、開発行為等の内容について周知し、当該地域住民等の意見を聴取しなければならない。

2 <省略>

3 事業者のうち産業廃棄物等関連施設の設置を行うものは、前2項の規定にかかわらず、瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

4 事業者のうち太陽光発電設備の設置を行うものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

(意見聴取等)

第7条 事業者は、前条第3項の規定による申請前に、又は申請後遅滞なく、当該事業区域に係る地域住民及び市長が必要とする者に対して、開発行為等の内容について周知させ、これらの者の意見を聴取しなければならない。

2 <省略>

3 事業者のうち産業廃棄物等関連施設の設置を行うものは、前2項の規定にかかわらず、瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

元年市長提出第40号議案

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月20日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の規定による瀬戸市土地利用調整条例（平成10年瀬戸市条例第29号）の改正規定中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(意見聴取等) 第7条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 事業者のうち太陽光発電設備の新設又は増設を行うもので、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条の規定による意見聴取等を行ったものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。</u>	(意見聴取等) 第7条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 事業者のうち太陽光発電設備の設置を行うものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。</u>

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施されている設置事業及び許可等の申請

等がされている設置事業については、この条例の規定は適用しない。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による経済産業大臣の認定の申請又は同条第3項の規定による経済産業大臣の認定（みなし認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項の規定により法第9条第3項の認定を受けたものとみなされるものをいう。）を含む。）のみがされた設置事業を除く。

附則に次の1項を加える。

（瀬戸市土地利用調整条例の一部改正に係る経過措置）

- 4 改正後の瀬戸市土地利用調整条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた同条例第6条第3項の規定による申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、関連する既存の条例との適用範囲に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 2 号

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 1 年瀬戸市条例第 1 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(抑制区域の指定)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による抑制区域の指定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 希少野生動植物（環境省又は愛知県が作成するレッドデータブック又はレッドリストに掲載されている動植物をいう。）の生息地等、貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している場合
- (2) 瀬戸市景観条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 3 4 号）第 8 条第 1 項に定める景観重点地区等、地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている場合
- (3) 市長が別に定める瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する審査基準（以下「審査基準」という。）に定める設置不適区域等、自然災害の発生が危惧される場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(抑制区域の指定の案の公告)

第3条 条例第7条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 新たに抑制する土地の区域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分。以下同じ。）及び当該区域内において抑制する事項
- (2) 縦覧の期間及び場所
- (3) 新たに抑制する土地の区域に係る住民及び利害関係人は、意見書を提出することができる旨
- (4) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法
（利害関係人）

第4条 条例第7条第4項に規定する利害関係人は、次に掲げる者とする。

- (1) 新たに抑制する土地の区域にある土地及び建物の所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (2) 新たに抑制する土地の区域において事業を営む者
- (3) その他市長が必要と認める者
（抑制区域の指定の告示）

第5条 条例第7条第6項の規定による告示は、新たに抑制する土地の区域及び当該区域内において抑制する事項について行う。

（設置事業の協議の申請）

第6条 条例第9条第1項の規定による協議の申請は、太陽光発電設備設置事業協議申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 前項の申請書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 条例第9条第3項に規定する協議事項は、次に掲げる審査基準に基づく事項とする。
 - (1) 自然環境に関する事項
 - (2) 生活環境に関する事項

- (3) 地盤に関する事項
- (4) 排水施設に関する事項
- (5) 事業区域に関する事項
- (6) 工事中に関する事項
- (7) 設置後に関する事項
- (8) 廃止後に関する事項

4 条例第9条第3項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業協議結果通知書（第2号様式）によるものとする。

5 条例第9条第4項の規則で定める変更は次に掲げる事項とし、その届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）によるものとする。

- (1) 事業区域の変更
- (2) 発電設備の出力合計の変更
- (3) 事業者の代表者の変更

6 前項の規定による太陽光発電設備設置事業変更届出書には、別表に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

7 条例第9条第5項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業協議取下書（第4号様式）によるものとする。

（設置事業の同意の申請）

第7条 条例第10条第1項の規定による同意の申請は、太陽光発電設備設置事業同意申請書（第5号様式）によるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請の場合について準用する。

3 前条第3項の審査基準は、条例第10条第3項の規則で定める基準について準用する。

4 条例第10条第3項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業同

意通知書（第 6 号様式）又は太陽光発電設備設置事業不同意通知書（第 7 号様式）によるものとする。

5 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、条例第 10 条第 4 項の規定による届出の場合について準用する。

6 条例第 10 条第 5 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業同意取下書（第 8 号様式）によるものとする。

（意見聴取等）

第 8 条 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、意見聴取等状況報告書（第 9 号様式）によるものとする。

（協定書の締結）

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の規定による協定は、次に掲げる事項のうち、自治会等の地元組織及び事業者が必要とする項目について、書面により締結しなければならない。

- (1) 植生の保護及び希少野生動植物の保全に関する事項
- (2) 優れた景観の保全に関する事項
- (3) 歴史的又は郷土的な特色のある環境の保全に関する事項
- (4) 土地の形質の保全に関する事項
- (5) 太陽光発電設備設置工事に関する事項
- (6) 太陽光発電設備の設置及び管理に関する事項
- (7) 太陽光発電設備に係る災害の防止に関する事項
- (8) 環境衛生及び環境の保持に関する事項
- (9) 水資源の保護及び水質保全に関する事項
- (10) 太陽光発電事業を終了する場合の取扱いに関する事項
- (11) その他自治会等の地元組織又は事業者が必要とする事項

（設置事業の変更）

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）によるものとする。

2 前項の規定による太陽光発電設備設置事業変更届出書には、別表に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

（設置事業の変更の適用除外）

第11条 条例第15条第1項ただし書きに規定する変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の縮小

(2) 発電設備の出力の縮小

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

（着手届等）

第12条 条例第16条第1項第1号の規定による届出は、着手届（第10号様式）によるものとする。

2 条例第16条第1項第2号の規定による届出は、完了届（第11号様式）によるものとする。

3 条例第16条第1項第3号の規定による届出は、事業中止・廃止届（第12号様式）によるものとする。

（決定通知の取消し）

第13条 条例第17条の規定による決定通知の取消しは、太陽光発電設備設置事業決定取消通知書（第13号様式）によるものとする。

（証明書）

第14条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、太陽光発電設備立入調査員証（第14号様式）によるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行の日から施行する。

別表（第6条、第7条、第10条関係）

図書の種類	明示すべき事項
1 事業区域位置図及び案内図	方位、縮尺及び事業区域
2 設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域のうち抑制区域に該当する区域、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
3 公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
4 公図の写し	法定外道路及び普通河川等、事業区域内及び隣接する土地の地番及び所有者
5 区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
6 隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
7 安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
8 水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
9 構造計算書	擁壁並びに太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
10 現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
11 土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
12 造成計画断面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構

	造物、切盛土、法面勾配、法面保護工、並びに事業に関わる法令等の名称
1 3 雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
1 4 構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
1 5 求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積並びに辺長
1 6 その他市長が必要と認める図書等	市長が必要と認める明示すべき事項

第1号様式（第6条関係）

太陽光発電設備設置事業協議申請書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

協議者 住 所
（所在地）
氏 名 ④
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

事業予定者の 住所・名称・代表者名	
計 画 の 概 要	事業区域所在地
	事業区域面積 m²
	太陽電池モジュールの総面積 m²
	想定発電出力 kW
	想定年間発電電力量 kWh
	計画地の現況 (例：田・畑・山林)
	土地の所有形態 (例：自己所有・借地)
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

（備考）

- 1 「事業着手予定日」には、現に太陽光発電設備の設置をし、又は樹木の伐採若しくは区画形質の変更を伴う工事を行う予定の日を記載すること。
- 2 「事業完了予定日」には、太陽光発電設備の設置が完了する予定の日を記載すること。

様

瀬戸市長

太陽光発電設備設置事業協議結果通知書

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により申請のありました、太陽光発電設備設置事業について、年 月 日の時点において、審査基準により支障の有無を協議した結果、下記のとおり支障がない・支障があると判断しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 この協議結果は法令等に基づく許認可等について判断、承認したものではありません。
- 2 支障があると判断した理由
- 3 計画を進めるに当たっては以下の点に留意してください。
 - (1) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、適正な手続を行うこと。
 - (2) 事業実施にあたっては関係法令を遵守するなど、事故、公害、災害等の発生防止、良好な自然環境等の保全及び周辺地域住民の生活環境を悪化させることのないよう十分努めること。
- 4 その他、裏面に記載した事項について注意してください。

注意事項

- (1) 次のような場合にはこの通知は無効になります。
 - ① 協議申請の内容に虚偽や不正があった場合
 - ② この通知に付した条件に違反があった場合
 - ③ この通知を受けてから1年以内に設置工事に着手しなかった場合
 - ④ 法令等に基づく許可申請等が必要ない開発行為について、この通知を受けてから1年以内に工事に着手しなかった場合
 - ⑤ 設置事業の変更の届出をせずに、当該事業の内容を変更した場合
- (2) この通知に係る工事に着手した場合は着手届（第10号様式）を、工事を完了した場合は完了届（第11号様式）を提出してください。
- (3) この通知に係る工事を中止又は廃止する場合は、事業中止・廃止届（第12号様式）を提出してください。
- (4) 工事が完了するまでにこの通知に係る工事の内容を変更する場合は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）及び必要書類を提出してください。
- (5) 協議申請された内容と異なる工事を行った場合には事業者名及びその事実を公表することがあります。
- (6) 必要に応じて、立入調査等を行う場合があります。

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条、第7条、第10条関係）

太陽光発電設備設置事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

届出者 住 所
(所在地)
氏 名 ⑩
(名称及び代表者名)
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（第9条第4項・第10条第4項・第15条第1項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業予定者の 住所・名称・代表者名	
変更の概要	

(備考)

別表に掲げる図書のうち、この変更届に係る図書を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

太陽光発電設備設置事業協議取下書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

届出者 住 所

（所在地）

氏 名

㊟

（名称及び代表者名）

連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第5項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 協議申請書提出年月日
- 2 取下げの理由
- 3 取下時の土地等の状況と取下げに伴う今後の措置
- 4 法令に基づく許認可等の状況
- 5 その他参考となるべき事項
- 6 担当者の住所・氏名・連絡先

太陽光発電設備設置事業同意申請書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者 住 所
（所在地）
氏 名 ④
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定による同意を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業予定者の住所・名称・代表者名	
計画の概要	事業区域所在地 事業区域面積 m^2 太陽電池モジュールの総面積 m^2 想定発電出力 kW 想定年間発電電力量 kWh 計画地の現況 （例：田・畑・山林） 土地の所有形態 （例：自己所有・借地）
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
その他特筆すべき事項	

（備考）

- 1 「事業着手予定日」には、現に太陽光発電設備の設置をし、又は樹木の伐採若しくは区画形質の変更を伴う工事を行う予定の日を記載すること。
- 2 「事業完了予定日」には、太陽光発電設備の設置が完了する予定の日を記載すること。

第 年 月 日 号

太陽光発電設備設置事業同意通知書

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により申請のありました太陽光発電設備設置事業については、審査の結果、同意することとしましたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
同意の条件等	

その他、裏面に記載した事項について注意してください。

注意事項

- (1) 次のような場合にはこの通知は無効になります。
 - ① 同意申請の内容に虚偽や不正があった場合
 - ② この通知に付した条件に違反があった場合
 - ③ この通知を受けてから1年以内に設置工事に着手しなかった場合
 - ④ 法令等に基づく許可申請等が必要ない開発行為について、この通知を受けてから1年以内に工事に着手しなかった場合
 - ⑤ 設置事業の変更の届出をせずに、当該事業の内容を変更した場合
- (2) この通知に係る工事に着手した場合は着手届（第10号様式）を、工事を完了した場合は完了届（第11号様式）を提出してください。
- (3) この通知に係る工事を中止又は廃止する場合は、事業中止・廃止届（第12号様式）を提出してください。
- (4) 工事が完了するまでにこの通知に係る工事の内容を変更する場合は太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）及び必要書類を提出してください。
- (5) 申請された内容と異なる工事を行った場合には事業者名及びその事実を公表することがあります。
- (6) 必要に応じて、立入調査等を行う場合があります。

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

太陽光発電設備設置事業不同意通知書

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により申請のありました太陽光発電設備設置事業については、審査の結果、不同意と判断しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
同意することができない理由	

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第7条関係）

太陽光発電設備設置事業同意取下書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

届出者 住 所

（所在地）

氏 名

㊟

（名称及び代表者名）

連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第5項により、下記のとおり取下げます。

記

- 1 同意申請書提出年月日
- 2 取下げの理由
- 3 取下時の土地等の状況と取下げに伴う今後の措置
- 4 法令に基づく許認可等の状況
- 5 その他参考となるべき事項
- 6 担当者の住所・氏名・連絡先

意見聴取等状況報告書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

事業者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者名)

連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

協議・同意申請日			
地域住民等の範囲			
周知	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実施状況		
意見の聴取	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実施状況		
	意見の概要		説明等の概要
その他参考事項			

第10号様式(第12条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">着 手 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="margin: 5px 0;">届出者 住 所 (所在地)</p> <p style="margin: 5px 0;">氏 名 ㊟ (名称及び代表者名)</p> <p style="margin: 5px 0;">連絡先</p> <p style="margin-top: 20px;">瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設置事業者	住 所
	氏名(名称及び代表者氏名)
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第 1 1 号様式(第 1 2 条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">完 了 届</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="margin: 0;">届出者 住 所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び代表者名) 連絡先</p> <p style="margin: 20px 0;">瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
完了年 月 日	年 月 日
設置事業者	住 所
	氏名(名称及び代表者氏名)
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第12号様式(第12条関係)

<p>事業中止・廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び代表者名) 連絡先</p> <p>瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
中止・廃止予定年月日	年 月 日
中止・廃止の理由	
中止・廃止時の土地の状況と今後の措置	
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第 号
年 月 日

太陽光発電設備設置事業決定取消通知書

様

瀬戸市長

印

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第17条の規定により、
年 月 日付け 第 号にて決定の通知をした下記の太陽光発電設備設置事業について決定を取り消します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
決定取消の理由等	

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（第14条関係）

（表）

第 号	
太陽光発電設備立入調査員証	
瀬戸市長 ㊟	
所 属	
職 名	
氏 名	

（裏）

<p>1 この証は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第20条第1項の規定により立入調査を行う職員が、その身分を示す証明書として使用する。</p> <p>2 立入調査を行う職員は、この証を携帯し、関係者からこの証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この証を目的以外の目的で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡してはならない。</p>

備考 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとし、白地黒文字とする。

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

審査基準

1 太陽光発電設備と事業区域の周辺地域の調和に関する事項

事業区域の周辺地域の自然環境及び生活環境との調和の観点からその審査の内容について定めるものである。

(1) 自然環境に関する事項

①法面の緑化

切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあって、当該法面又は擁壁に緑化をする場合、地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合し、事業区域周辺で生育している樹種とするなど、周辺の植生に配慮すること。

ただし、外来生物リストに掲載の植物は避けること。

②緑地の保全

樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

③希少野生動植物の保全

希少野生動植物（レッドリスト及び愛知県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には適切な保全措置を講ずること。

(2) 生活環境に関する事項

① 騒音・振動

パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。

② 遮蔽措置

事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により遮蔽措置が行われていること。

③ 反射光

太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれかの基準に適合するものであること。

ア 低反射性のものであること。

イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。

④ 色彩

太陽光発電設備に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。

⑤ 材料

太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により支障が生じない材料が使用されたものであること。

2 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、その審査の内容について定めるものである。

(1) 地盤に関する事項

① 地盤の勾配

工作物が設置される地盤の勾配は30度未満であること。

② 法面の構造

造成が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、適切なものであること。

(2) 排水施設に関する事項

① 排水施設の能力

事業区域内の排水施設を設置する場合は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。

② 排水施設の構造

事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。

③ 調整池の設置

太陽光発電設備の設置により雨水流出係数の変更が生じ、雨水の流出量が高まる場合は、原則、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。

④ 水等資源の保全

事業活動が環境に与える影響を考慮し、水質の保全に必要な措置を講ずること。

ア 水道水源の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。

イ 農業用水の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。

ウ 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

3 太陽光発電設備の安全性の確保に関する事項

強風・地震等によるパネルの飛散・破損等の被害とともに、事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから、施設の安全性が確保されたものであるか、その審査の内容について定めるものである。

(1) 事業区域に関する事項

①設置不適区域

事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により支障がない場合は、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域

(2) 工事中に関する事項

①工事中の災害防止

太陽光発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

(3) 設置後に関する事項

①保守点検・維持管理

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

(4) 廃止後に関する事項

①撤去時の措置

太陽光発電設備の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

ア 工作物を速やかに撤去すること。

イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、適切な処理を行うこと。

中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)工事からの発生土搬入について

東海旅客鉄道株式会社(JR東海)では、品川・名古屋間の中央新幹線の建設を進めています。これまで、坂下非常口および神領非常口からの発生土搬入に関して、沿線の地元の皆様にお知らせし、瀬戸市内の鉱山に搬入しています。

この度、第一中京圏トンネル(西尾工区)の発生土について、新たに「せと品野IC」を経由して瀬戸市内の鉱山に搬入する計画といたしましたので、お知らせいたします。

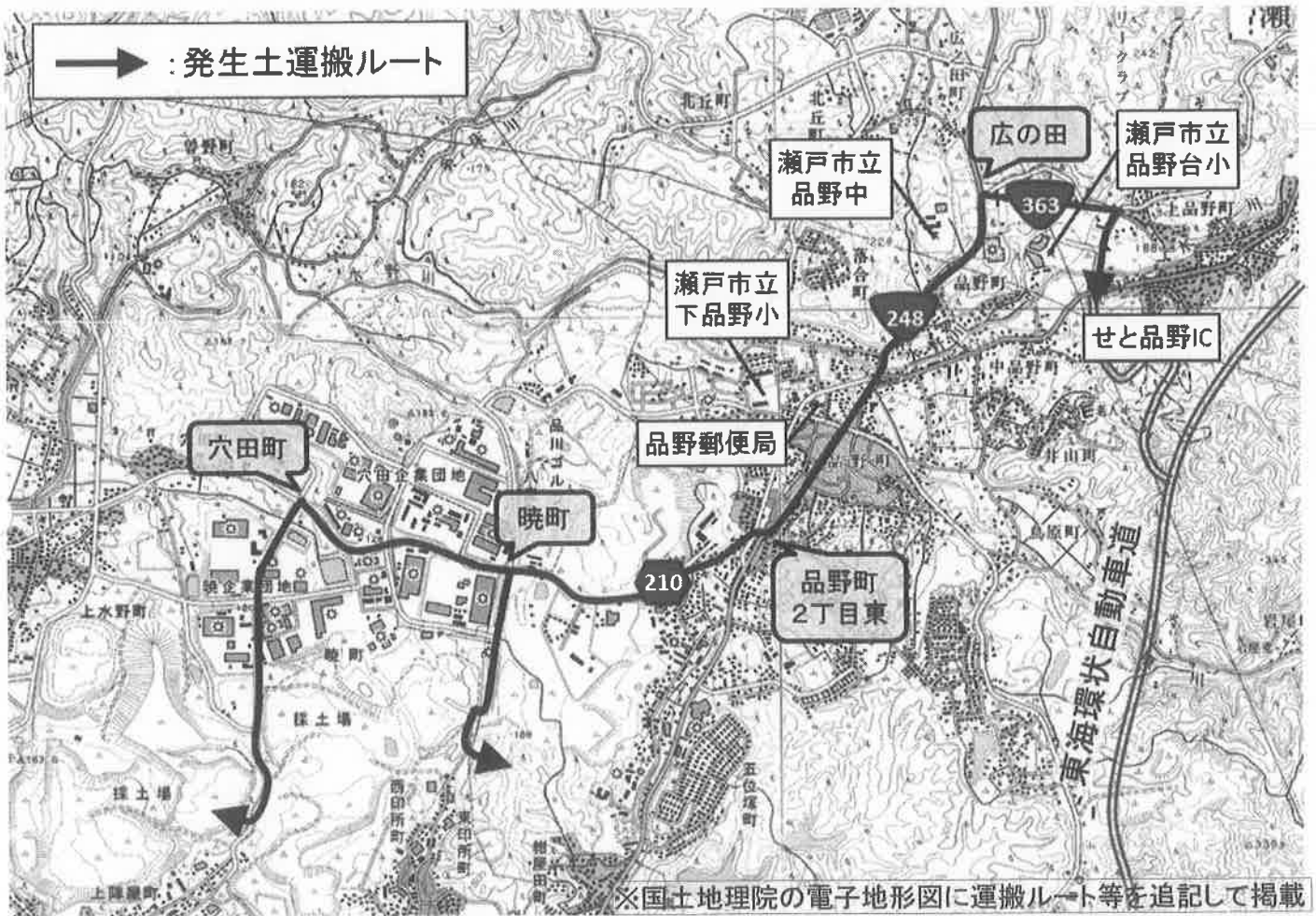
○搬入の概要

期間 2019年度6月頃～2024年度上期頃(日曜日を除く) 概ね8:30～17:00の間

搬入先 愛知県珪砂鉱業協同組合 上陣屋町及び東印所町地内

搬入台数 片道最大270台/日(最も多い日の台数であり、毎日270台通行するわけではありません)

市内の搬入ルート 下図参照



<お問い合わせ先>

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線愛知工事事務所

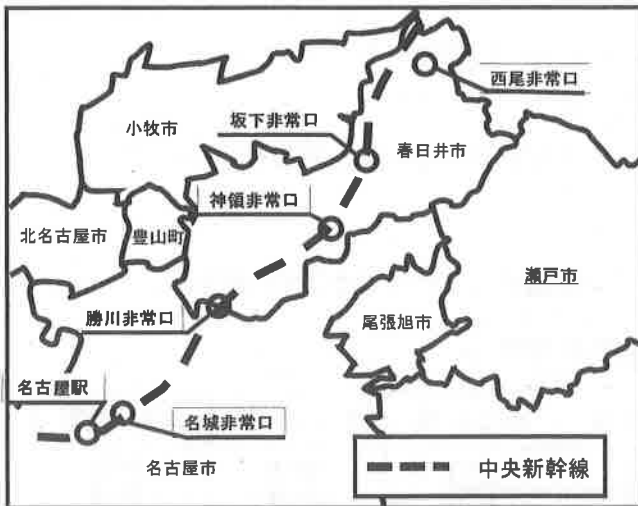
住所 名古屋市中村区椿町5番17号 松浦ビル5F

電話 052-756-2221

(受付/土・日・祝・年末年始を除く平日、9時～17時)

第一中京圏トンネル新設(西尾工区)の工事概要

愛知県内のリニア中央新幹線計画図



西尾工区工事施工ヤード位置図

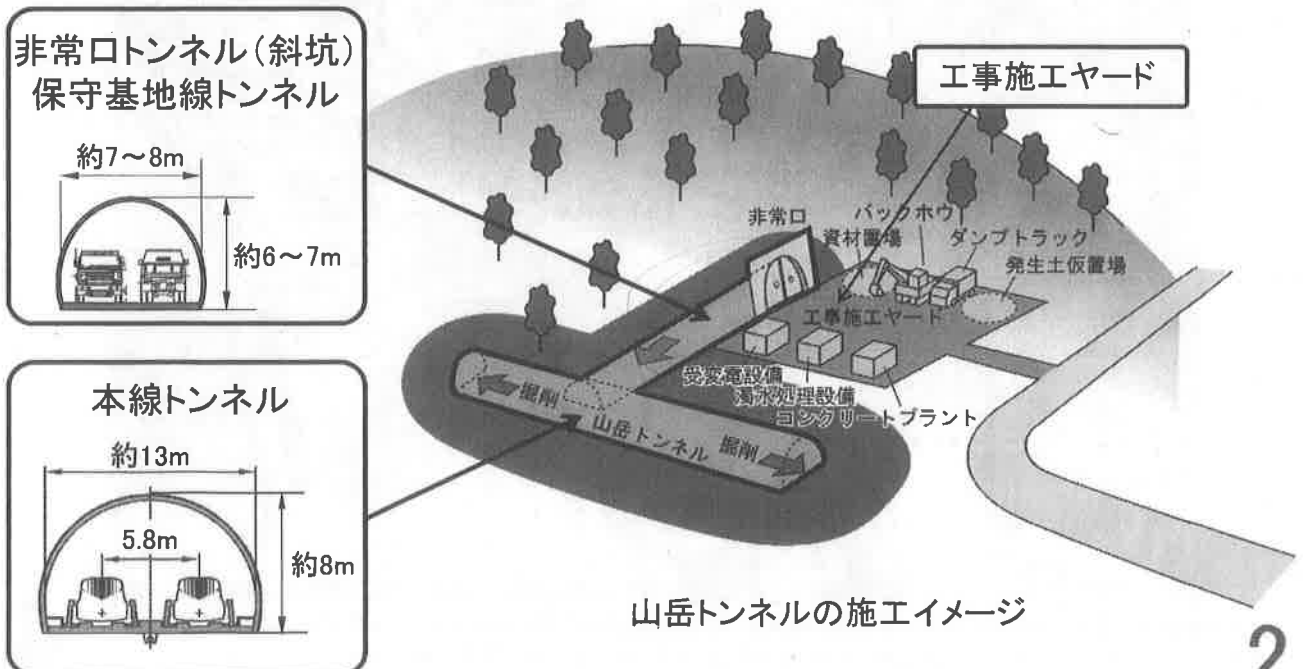


- ・工事名 : 中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)
- ・発注者 : 東海旅客鉄道株式会社
- ・施工者 : 中央新幹線第一中京圏トンネル新設(西尾工区)工事共同企業体
(構成員: 大成建設(株)・日本国土開発(株)・ジェアール東海建設(株))

1

山岳トンネルの概要

- 非常口トンネル(斜坑)と保守基地線トンネルを掘削し、その後、本線トンネルを掘削します。
- 掘削した土は工事施工ヤードから搬出します。



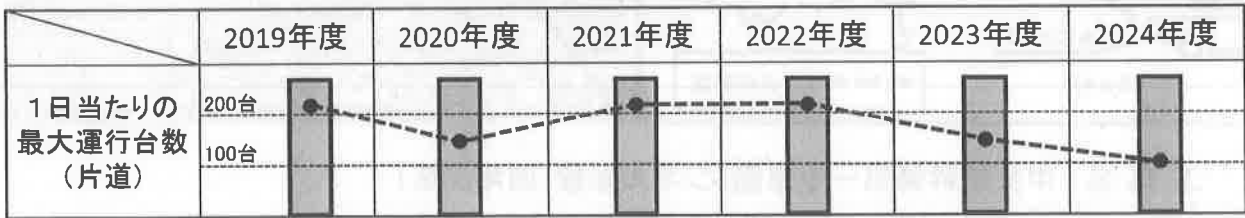
山岳トンネルの施工イメージ

2

発生土搬入計画

- 搬入先 愛知県珪砂鉱業協同組合 上陣屋町及び東印所町地内
- 期間 2019年度6月頃～2024年度上期頃(日曜除く)
 ※組合が休工の場合は運搬はしません。
 ※上記期間の中には発生土の搬出・運搬を伴わない作業期間も含まれます。
- 運行台数 片道最大270台/日
 ※最も多い日の台数であり、毎日270台通行するわけではございません。

発生土運搬車両運行台数の推移



□ : ピーク月の最大運行台数 -●- : 年間の平均運行台数

- 搬入土 受入側基準に適合した良質な土
 ※発生土の性状確認(重金属等の溶出量試験、酸性化可能性試験)を、
 工事施工ヤードにおいて1回/日の頻度で実施します。

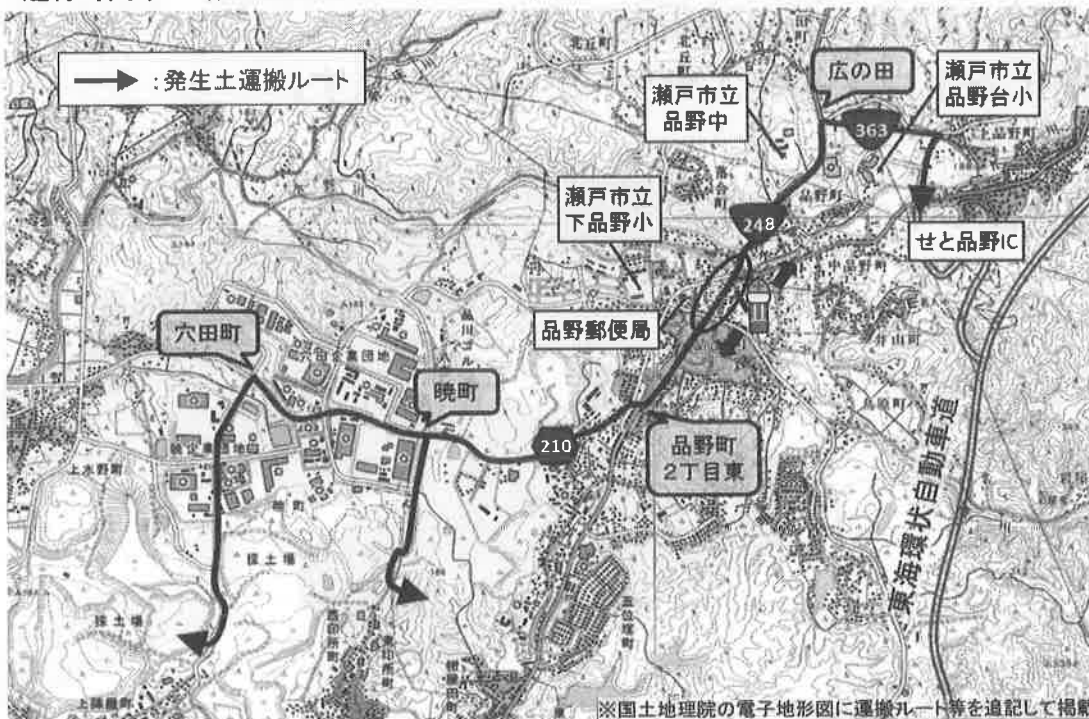
3

運行ルート

- 運搬車両 10tダンプトラック
- 運行時間帯 概ね8時30分～17時



: 交通誘導員(児童下校時に車両が通行する場合に巡回)



※国土地理院の電子地形図に運搬ルート等を追記して掲載

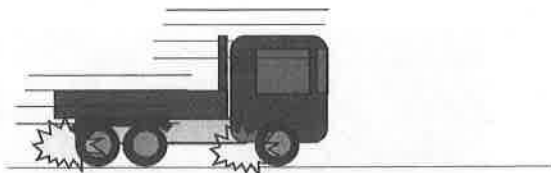
※交通事故等で通行止めになる等やむを得ない場合は、近くの主要幹線道路を基本として一時期変更することがあります。
 ※運行期間中、道路工事等により通行規制が生じる場合は、指定される振り替え道路を通行します。

4

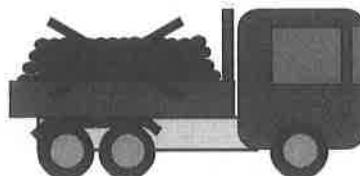
安全対策

◎安全運転の徹底

- 法定速度の厳守、定められた場所での一時停止等、交通法規を厳守した、安全運転を徹底します。
- ゆとりを持って運行し、急発進、急停車、急ハンドル、クラクションを慎みます。
- 定められた積載重量を厳守し、過積載を防止します。



急発進・急ハンドルを慎みます



過積載を防止します

◎注意箇所マップの活用

- 注意を要する箇所を明示した注意箇所マップを作成し、運転者に安全運転教育を実施します。
 - ・注意を要する箇所: 通学路、信号がない横断歩道、見通しの悪い箇所等
 - ・運行ルートを事前に運転者と一緒に確認し注意箇所を教育

5

安全対策

◎運搬車両標識の明示

- 工事用車両の前後左右に標識を明示します。



車両標識(オレンジ色)【西尾用】



◎GPSによる車両の運行管理

- 発生土運搬車両には、全ての車両にGPS端末を配備し、運行状況等の確認を行います。
- 小学校の通学路との交差箇所など、特に注意が必要な箇所の走行時等には、音声等によりリアルタイムで運転手に注意喚起を行います。

◎安全点検の実施

- 安全走行が守られていることを確認するため、月に1回、安全点検を実施します。

6

環境保全

◎車両点検の実施

- 車両の点検や日々の点検及び整備により車両性能を維持させ、環境保全に努めます。

◎エコドライブの徹底

- ゆとりを持った運行により急発進、急加速を控える等エコドライブを徹底します。

◎防塵対策の実施

- 荷台へ防塵シートを設置します。
- 運搬する発生土は、受入側基準に適合していることを事前に確認のうえ、搬入します。



防塵シート設置状況

◎工事車両の平準化

- 工事の平準化により、工事用車両が特定期間・特定時間に集中することを防止します。

7

環境保全

◎タイヤ洗浄の実施

- 愛知県珪砂鉱業協同組合及び西尾工区工事施工ヤードから出発する際、タイヤの洗浄を行います。
- 発生土運搬車両の出入口付近を散水し、防塵に努めます。



◎工事従事者への教育

- 工事従事者へ講習・指導を実施します。

8

■第3次瀬戸市環境基本計画策定スケジュール(案)

		令和元年度							令和2年度												
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和元年度	市民・事業者アンケート	■																			
	調査票作成	■	■																		
	発送準備等			■																	
	配付・回収			■	■																
	集計・分析				■	■															
令和元年度	現況整理	■																			
	上位関連計画、環境情勢等の整理			■	■																
	市の現況整理(指標確認)				■	■	■	■													
	改定ポイントの作成								■												
令和2年度	計画策定								■												
	計画の基本的な事項								■												
	環境の現状と課題									■	■										
	基本方針と施策の展開									■	■										
	リーディングプロジェクト											■	■								
	計画の推進体制													■							
	計画書(案)の作成													■	■						
	パブリックコメント															■	■				
	計画書・概要版の作成																		■	■	
	印刷製本																				■
環境審議会								●				●		●		●			●		

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 3 号

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 1 年瀬戸市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定に基づき、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行の日から施行する。